

西宮市学校給食の実施に関する要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）及びその他の法律に基づき、西宮市教育委員会が所管すべき学校給食に関する事務を遂行するに当たって必要な事項を定め、その事務を効率的かつ的確に処理し、学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け事業の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の献立案の作成)

第2条 学校給食における小学校及び義務教育学校（1年～4年）・中学校及び義務教育学校（5年～9年）それぞれの一月単位の献立の原案(以下「献立案」という。)は、栄養教諭・学校栄養職員の中から学校給食課が別に定める順序により、小学校及び義務教育学校（1年～4年）・中学校及び義務教育学校（5年～9年）ともに4人ずつの栄養教諭・学校栄養職員が担当となり、衛生的かつ安全で、栄養的にバランスがとれ、児童生徒が親しめる食事内容となるよう創意工夫するとともに、担当の栄養教諭・学校栄養職員間でよく協議して作成する。

2 前項の規定に基づき作成した献立案は、作成に当たった栄養教諭・学校栄養職員が、栄養担当者会に提案し、内容の検討を行う。

(学校給食の献立の決定)

第3条 前条に基づき作成した献立案は、作成に当たった栄養教諭・学校栄養職員が、別に要綱で定める西宮市学校給食献立検討委員会(以下「検討委員会」という。)に提案し、検討委員会で検討し、決定する。

(学校給食に要する物資の調達及び配送)

第4条 学校給食に要する物資の調達及び配送は、学校給食課が行う。

(学校給食の衛生管理)

第5条 学校給食の衛生管理については、学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条、第3条及び第3条の2並びに文部科学省が定める「学校環境衛生の基準」及び「学校給食衛生管理の基準」等に基づき、学校給食課長が別に定める西宮市学校給食衛生管理指針により徹底を図る。

(栄養教諭・学校栄養職員、調理員等の研修)

第6章 栄養教諭・学校栄養職員、調理員等を対象として、学校給食に関する研修を行う。

(学校給食に関する施設・設備)

第7条 学校給食に関する施設・設備の維持、補修、整備については、概ね次表のとおりに行う。

施設・設備の維持、補修等の区分	対応する部署、役割等
施設の軽易な維持・補修及び設備の修繕（フード及び給食用リフトの点検は除く）	学校が行う。
「小学校運営費標準および設備基準」又は「中学校運営費標準および設備基準」の保留経費の対象とする給食室の備品の新規購入及び耐用年数が経過したものの買い替え	学校と連絡調整して、学校給食課が行う。
前欄以外の給食室の備品及び消耗品の購入（新增改築に伴うものは除く。）	学校が行う。
一般的な維持、補修、改修（フード及び給食用リフトの点検を含む。）	学校給食課、学校管理課、学校施設保全課及び学校で協議し、学校給食課が連絡調整し、学校給食課、学校管理課、学校施設保全課が所管に応じて行う。

建物の面積の増減（軽微なものは除く）を伴う重要な改修、改築及び新增築並びに新增改築に伴う備品及び消耗品の初度調弁	学校給食課、学校施設計画課、営繕課、設備課及び学校で協議し、学校給食課が連絡調整し、学校給食課、学校施設計画課、営繕課、設備課が所管に応じて行う。
--	---

（給食指導）

第8条 学校長は学校給食課の指導・助言を踏まえ、関係職員と協力して、第1条に掲げる学校給食の目標を達成するため、健康教育の重要な柱として、学校全体で給食指導を行う。

第2章 食育・給食担当者会

（食育（給食）担当者会の設置）

第9条 学校給食指導のあり方を研究協議するとともに、学校での実践を促進するため、食育（給食）担当者会（以下「給担当者会」という。）を設置する。

（給担当者会の所掌事務）

第10条 給担当者会は、次の各号に掲げる事項について協議するとともに、その結果を踏まえた給食指導に努める。

- （1）給食指導のねらいと内容に関すること。
- （2）給食指導の実践方法と推進のための校内での連絡調整に関すること。
- （3）既に実施した学校給食の課題及び関係職員の意見並びにこれらの意見等の西宮市学校給食栄養担当者会への報告に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、給食指導に関すること。

（給担当者会の組織）

第11条 給担当者会は、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校から1校当たり1名の割りで選出された委員で組織する。

2 委員は、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校において校務分掌の給食担当に選任された教職員（以下「給食担当者」という。）をもって充てる。但し、1つの小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校で給食担当者が2名以上選任されている場合は、学校長が給食担当者の中から指名する。

（給担当者会の会議）

第12条 給担当者会は、学校給食課長が招集する。

2 給担当者会は、毎年度4月、8月に開催する。

3 委員がやむを得ず給担当者会を欠席する場合は、学校長が教職員の中から指名した者を、学校給食課長の承認を得て、代理で出席をさせることができる。

4 給担当者会は、代理で出席した委員も含め、在任委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

5 議事の進行は、学校給食課が行う。

第3章 献立作成研究会

（献立作成研究会の設置）

第13条 学校給食の調理員の立場から、学校給食の献立、調理、衛生管理等に関する研究をするため、小学校献立作成研究会（以下「献作」という。）を設置する。

（献作の所掌事務）

第14条 献作は、次の各号に掲げる事項について研究協議する。

- （1）既に実施した献立に係る児童の嗜好並びに献立の組み合わせ、調理及び物資に関すること。
- （2）調理に係る衛生・安全に関すること。
- （3）調理に係る施設・設備に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、調理に関すること。

(献作の組織)

第15条 献作は、全ての小学校及び義務教育学校（1年～4年）の給食を調理するチーフ調理員で組織する。

(献作の会議)

第16条 献作は、学校給食課長が召集する。

2 献作は、毎年度5月、7月、10月、12月及び3月に開催する。

3 チーフ調理員がやむをえず献作を欠席する場合は、学校長が正規調理員の中から指名した者を学校給食課長の承認を得て、代理で出席させることができる。

4 献作は、代理で出席した正規調理員を含め、過半数が出席しなければ開くことができない。

5 議事の進行は、学校給食課が行う。

第4章 補 則

(中学校への準用)

第17条 第13条から前条までの各条の規定は、中学校に準用する。この場合においても、各条に「小学校」とあるのは「中学校」と、「義務教育学校（1年～4年）」とあるのは「義務教育学校（5年～9年）」と、「児童」とあるのは「児童生徒」と読み替えるものとする。

(給担者会及び献作の会議への関係職員等の出席)

第18条 学校給食課長は、小・中学校の給担者会及び献作の会議に、特に必要と認めたときは、関係職員等の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(給担者会及び献作の庶務)

第19条 小・中学校の給担者会及び献作の庶務は、学校給食課で処理する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。